基本契約条項

貸借契約条項

(総 則)

- 第1条 この契約に定める条件に従い、乙は仕様書等(仕様書、図面、承認図面、見本及びその他参考図書。以下同じ。)に基づき、甲の指定する場所並びに期間において物件の貸付を行い、甲は乙にその代金を支払うものとする。 (債権譲渡の承認)
- 第2条 乙は、甲の書面による承認を受けないで、この契約の履行の全部又は 一部を第三者に委任し又は請負わせ、この契約によって生ずる権利又は義務 を第三者に譲渡し又は継承させ若しくは担保に供してはならない。

(給付の履行)

第3条 乙は、この契約の給付の目的である物件を正常に使用できる状態で貸借期間中、甲の使用に供するものとする。

(物件の使用)

- 第4条 甲は、借受物件の使用にあたっては諸法規を守り、乙の指定する取扱 要領によるほか、善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。 (契約の変更)
- 第5条 甲は、乙と協議の上、貸借期間中において仕様書その他この契約に定める条件を変更することができる。
- 2 前項により、契約金額の変更を要するときは、甲乙協議の上、これを行う ものとする。
- 3 契約金額の変更を行うときは、乙は甲にその変更に関する見積書を提出し なければならない。

(仕様書等の疑義)

第6条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第7条 乙は、契約物品(ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。)について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走

その他の障害等のリスク (未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。) が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等(以下「ソースコード等」という。) の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

- 2 乙は、契約物品について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べ きソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われ ないように相応の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、契約物品について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等(乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。)を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
- 4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の 定めるところにより、サプライチェーン・リスク(契約物品又は官給品等の 取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソース コード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスク をいう。)に確実に対応しなければならない。

(貸借物件の納入据付け等)

- 第8条 乙は、この契約に定める貸付物件に関する納入について、期限内に納入し、速やかに据付け、かつ甲が借受物件を使用できる状態に調整を完了して甲に引き渡さなければならない。
- 2 甲は、引き渡された借受物件の検査を速やかに行うものとする。 (納期の猶予)
- 第9条 乙は、貸付物件について期限内に納入できなかった場合は、理由を添 えて、納期の猶予を申請することができる。

- 2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。
- 3 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。 (延納金)
- 第10条 乙は、前条第2項の規定により納期を猶予した場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1%の率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10%の金額をもって限度額とする。
- 2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。
 - (1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶 予された日までの延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入 した日までの日数
 - (2) 納期以前にされた申請に基づいて納期を猶予された場合において、猶 予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日か ら猶予した日までの日数
 - (3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期を猶予された場合 において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の 翌日から納入した日までの日数
 - (4)納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期を猶予された場合 において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請し た日の翌日から猶予された日までの日数
- 3 前項の規定の適用においては、納入は第20条の検査が終了した時にされたものとみなす。
- 4 乙は、甲が指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年3.0%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

- 第11条 乙は貸付物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3%の率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。
- 2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した 日(納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期を猶予された場合に おいては、当該申請があった日)までの日数から乙の責めに帰することがで きない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。
- 3 前条第3項の規定は前項の場合に準用し、前条第4項の規定は第1項の場合に準用する。

(危険負担)

- 第12条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、貸借契約の全部又は一部を履行することができなくなった場合は、乙は、当該部分についての貸借契約の義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。
- 2 甲の責めに帰するべき理由により、乙が貸借契約の全部又は一部を履行することができなくなった場合は、当該部分についての貸借契約の履行の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金(乙が貸借契約の履行の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。)を支払うものとする。
- 3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償、その他の代償又はそのよう な代償の請求権を取得した時は、甲は、その価格の限度で代金の支払義務を 免れる。

(貸借物件の契約不適合)

- 第13条 甲は、貸借契約期間中に借受物件に契約不適合を発見したときは、 乙に対し直ちに通知し、適当の期限を定めて代替品と取替させ、若しくは修 補又は損害賠償を請求することができる。
- 2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 3 甲は、乙が甲の指定する期限までに第1項に規定する代替品との取替又は 補修を行わない場合は第10条の規定を準用する。

(契約の無償解除)

第14条 甲は、天災地変その他の乙の責に帰し難い事由に因り、乙が契約の

解除を申し出て甲がこれを認めたときは、この契約の全部又は一部を無償で 解除することができる。

(甲の解除権)

- 第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、この契約の全 部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙の責に帰する事由(乙の資産信用が著しく低下した場合を含む。) により契約納期又は甲の承認した納期内に乙が契約の全部又は一部を 履行する見込みがない場合
 - (2) 乙が第2条に違反した場合
 - (3) 乙又はその使用人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い又は甲若し くは甲の指定する検査官の職務を妨げた場合
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによって契約の目的を達する見込みがない場合
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合によって解約年月日を明示した 文書により、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第16条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

- 第17条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金(一部解除の場合は、解除部分に相当する代金)の10%の金額を乙から違約金として徴収するものとする。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合に おいて、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 第10条第4項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。 (損害賠償)
- 第18条 乙は第15条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除された場合は、損害賠償の請求をすることができる。ただし、乙が同意して解除した場合は、この限りではない。
- 2 第16条の規定によりこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた

実際の損害につき賠償を甲に請求することを妨げない。

- 3 乙は、貸付期間中に甲の責により貸付物件に損傷を与えた場合は、その損害の賠償を甲に請求することができる。
- 4 第1項及び第2項の損害賠償の請求は解除の日から、第3項に規定する損害賠償の請求は損害を受けた日から、それぞれ30日以内に文書により行わなければならない。

(相手方に対する通知の効力発生の時期)

第19条 甲から乙に対する文書の通知は発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は受信の日からそれぞれ効力を発生するものとする。

(給付の終了)

第20条 乙は、物件の貸付を完了した場合は、完了届をもって甲の指定する 検査官に提出するものとする。

(代金の支払)

第21条 この契約に定める貸付代金は、前条に定める完了届を受理した後、 適法な支払請求書を甲に提出し、甲がこれを受理した日から起算して30日 (以下「約定期間」という。)以内の日に支払うものとする。

(支払遅延利息)

- 第22条 甲が前条に規定する約定期間までに代金を乙に支払わない場合は、 約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払 金額に対し、「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第 256号)第8条第1項の規定に基づき定められる率」を乗じて計算した金 額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間までに支払 いをしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、当該事由の継 続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第23条 この契約について定めのない事項及び甲乙間に紛争又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

(秘密の保持)

第24条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者 に洩らし又は利用してはならない。

(その他)

第25条 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における 人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関す る行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人 権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関する訴訟は、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。